

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点		技術点					評価のウェイト
	判断基準		管理技術者	担当技術者(※1)	照査技術者	小計	合計	
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※2	資格要件	技術者資格 ①技術士（総合技術監理部門（建設）「道路」） ①技術士（建設部門）「道路」 ②RCCM「道路」 ③上記①②以外	① 2 ② 1 ③ 0	① 2 ② 1 ③ 0	① 1 ② 0.5 ③ 0	5	23	14%
	資格・実績等	業務執行技術力 ① 平成23年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。（※3） （照査技術者としての実績は評価しない。） 同種業務：舗装の維持管理に関するシステム開発に関する業務 類似業務：道路施設に関するシステム開発に関する業務 ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③①②以外	① 4 ② 2 ④ 0	① 3 ② 1 ④ 0	/	7		
	情報収集力	地域精通度 平成23年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県県土マネジメント部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①奈良県内における業務実績あり ②上記①以外	① 1 ② 0	① 1 ② 0	/	2		
	成績・表彰	専門技術力 企業技術業務執行 平成29年4月1日以降、令和3年3月31日までに完了した奈良県県土マネジメント部発注の土木関係建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する（※4）（※5）。 ①6.5点以上 (業務成績評定点の平均値-6.5) × 0.2 ②6.0点以上6.5点未満 (業務成績評定点の平均値-6.5) × 0.4 ③6.0点未満 -3	Max 7		7	9%		
専任制	業務執行技術力② 近畿地方整備局発注の平成29年4月1日以降、令和3年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の経験について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ③上記①②以外	① 1 ② 0.5 ③ 0	① 1 ② 0.5 ③ 0	/	2			
手持ち業務量※2	専任制 公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。（照査技術者として従事するものは含めない。） ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外	① 3 ② 1.5 ③ 0	① 2 ② 1 ③ 0	/	5	5%		

- ※1 担当技術者を複数もっている場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。
- ※2 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。
- ※3 発注機関が国又は都道府県が発注した業務に限る。
- ※4 予定価格100万円以上の奈良県県土マネジメント部発注業務の実績がない場合は6.5点として評価は0点とする。
- ※5 評価対象となる委託業務等成績評定点は[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]とする。（[測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。）

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点			評価のウェイト
	判断基準		評価点	小計	合計	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	4	14	14%
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		2		
	その他	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		2		
	その他	業務内容に適した実施体制になっている場合に優位に評価する。		6		

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点			評価のウェイト
	判断基準		評価点	小計	合計	
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1 「システム設計」について	①定期点検・補修履歴等登録支援機能を設計する上での着眼点及び検討方針が具体的かつ的確に示されている場合に、優位に評価する。	※※	14	42	58%
		②舗装補修計画策定支援機能を設計する上での着眼点及び検討方針が具体的かつ的確に示されている場合に、優位に評価する。		14		
		③国報告作業支援機能を設計する上での着眼点や検討方針が具体的かつ的確に示されている場合に、優位に評価する。		14		
	評価テーマ2 「システム機能拡張計画」について	①将来にわたってシステムを運用していく上で付加すべき機能について検討する上での着眼点及び検討方針が具体的かつ的確に示されている場合に、優位に評価する。	※※	16	16	

評価項目	評価の着目点		技術点			評価のウェイト
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計	
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			-		-
合計				100	100%	

※※ の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。

- (注1) 評価テーマ間のウェイトを変更しようとする場合は、技術管理課と協議すること。
- (注2) 「業務の実施方針」と「評価テーマ」については、担当課が業務内容を踏まえ適宜設定すること。